

パリ原則 1993 年 12 月 20 日 国連総会 決議

A：権限と責任

1. 国家機関は、人権の促進と保護に関する権限を付与されるものとする。

2. 国家機関には、可能な限り広範な権限が与えられるものとし、その権限の範囲は憲法または法律の条文において明確に定められ、その構成および権限の範囲を規定するものとする。

3. 国家機関は、以下の責任を負うものとする：

(a) 政府、議会、およびその他の権限を有する機関に対し、関係当局の要請に応じてまたはその権限に基づき、人権の促進と保護に関する事項について、意見、勧告、提案、報告書を提出すること。国家機関は、これらを公表することを決定することができる。これらの意見、勧告、提案、報告書、および国家機関の権限は、以下の分野に関するものとする：

(b) 国家が当事国である国際人権条約と調和した国内法、規則、慣行の整備と実施を促進し、その有効な実施を確保すること；

(c) 上記の条約の批准または加入を促進し、その実施を確保すること；

(d) 各国が条約上の義務に基づき、国連機関および委員会、ならびに地域機関に提出する報告書作成に貢献し、必要に応じて、その独立性を尊重しつつ、当該問題について意見を表明すること。

(e) 国連および国連システム内のその他の機関、地域機関、ならびに人権保護および促進の分野に権限を有する他国の国内機関と協力すること。

(f) 人権教育および人権研究のためのプログラム策定を支援し、学校、大学、および専門家団体におけるその実施に参加する。

(g) 特に情報および教育を通じて、またあらゆる報道機関を活用し、国民の意識を高めることにより、人権およびあらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う取り組みを周知する。

B：構成および独立性と多元性の保証

1. 国家機関の構成およびその構成員の任命は、選挙によるかその他の方法によるかを問わず、人権保護および促進に関与する（市民社会の）社会的勢力の多元的な代表を確保するために必要なあらゆる保証を与える手続きに従って決定されるものとする。特に、以下の代表者との、あるいはその存在を通じて、効果的な協力関係を構築できる権限を与えるものとする。

(a) 人権および人種差別と闘う取り組みを担当する非政府組織、労働組合、関連する社会団体および職業団体（例えば、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名な

科学者などの団体)

(b) 哲学的または宗教的思想の動向

(c) 大学および有資格の専門家

(d) 議会

(e) 政府機関(これらが含まれる場合、その代表者は諮問機関としての立場でのみ審議に参加すべきである)。

2. 国家機関は、その活動を円滑に実施するための適切なインフラを備えていなければならない。特に十分な資金を確保することが必要である。この資金の目的は、国家機関が独自の職員と施設を保有し、政府から独立し、その独立性を損なう可能性のある財政的支配を受けないことを可能にすることにある。

3. 国家機関の構成員の安定した任期を確保するため、

C：運営方法

その運営の範囲内において、国家機関は次の事項を行うものとする：

(a) その権限内に属するいかなる問題についても、政府から提出されたものか、または上級機関への照会なしに自ら取り上げたものか、その構成員または申立人からの提案に基づき、自由に検討すること；

- (b) その権限内に属する状況の評価に必要な情報を収集し、いかなる人物からも聴取し、いかなる文書も取得すること；
- (c) 直接または報道機関を通じて一般世論に意見を表明し、特にその意見や提言を公表するため、
- (d) すべての構成員が適切に招集された後、定期的にまたは必要に応じて会議を開催し、
- (e) 必要に応じて構成員から作業グループを設立し、その機能を果たすために地方または地域支部を設置し、
- (f) 人権の促進と保護を担当する他の機関（特に、人権擁護官、調停者、類似の機関を含む）と協議を維持すること；
- (g) 国民機関の活動を拡大する上で非政府組織が果たす根本的な役割を考慮し、人権の促進と保護、経済的・社会的発展、人種差別との闘い、特に脆弱なグループ（特に子ども、移民労働者、難民、身体的・精神的に障害のある者）の保護、または専門分野に特化した活動に従事する非政府組織との関係を構築すること。

D：準司法的権限を有する委員会の地位に関する追加原則

国家機関は、個人に関する苦情や請願を審理し検討する権限を付与されることがあります。これらの案件は、個人、その代理人、第三者、非政府組織、労働組合の団体、またはその他の代表団体によって当該機関に提訴されることがあり

ます。このような場合、上記で述べた委員会の他の権限に関する原則を損なうことなく、委員会に委ねられた機能は、以下の原則に基づいて行われることがあります：

- (a) 調停による友好的な解決を模索し、法律で定められた範囲内で拘束力のあ
る決定を行うか、必要に応じて機密保持を前提として行うこと；
- (b) 申立てを提出した当事者にその権利、特に利用可能な救済手段を通知し、そ
れらへのアクセスを促進すること；
- (c) 苦情や申立てを審査し、または法律で定められた範囲内で、他の権限を有す
る機関に送付すること；
- (d) 権限を有する機関に対し、特に法律、規則、行政慣行の改正や改革を提案す
ること、特に申立てを提出した者が権利を主張する際に直面した困難を引き
起こしたものである場合、勧告を行うこと。

運営方法

その運営の範囲内において、国家機関は次の事項を行うものとする：

- (a) その権限内に属するいかなる問題についても、政府から提出されたものか、
または上級機関への照会なしに自ら取り上げたものか、その構成員または申立
人からの提案に基づき、自由に検討すること；
- (b) その権限内に属する状況の評価に必要な情報を収集し、いかなる人物から

も聴取し、いかなる文書も取得すること；

(c) 直接または報道機関を通じて一般世論に意見を表明し、特にその意見や提言を公表するため、

(d) すべての構成員が適切に招集された後、定期的にまたは必要に応じて会議を開催し、

(e) 必要に応じて構成員から作業グループを設立し、その機能を果たすために地方または地域支部を設置し、

(f) 人権の促進と保護を担当する他の機関（特に、人権擁護官、調停者、類似の機関を含む）と協議を維持すること；

(g) 国民機関の活動を拡大する上で非政府組織が果たす根本的な役割を考慮し、人権の促進と保護、経済的・社会的発展、人種差別との闘い、特に脆弱なグループ（特に子ども、移民労働者、難民、身体的・精神的に障害のある者）の保護、または専門分野に特化した活動に従事する非政府組織との関係を構築すること。

準司法的権限を有する委員会の地位に関する追加原則

国家機関は、個人に関する苦情や請願を審理し検討する権限を付与されることがあります。これらの案件は、個人、その代理人、第三者、非政府組織、労働組合の団体、またはその他の代表団体によって当該機関に提訴されることがあります。このような場合、上記で述べた委員会の他の権限に関する原則を損なうこ

となく、委員会に委ねられた機能は、以下の原則に基づいて行われることがあります：

- (a) 調停による友好的な解決を模索し、法律で定められた範囲内で拘束力のあ
る決定を行うか、必要に応じて機密保持を前提として行うこと；
- (b) 申立てを提出した当事者にその権利、特に利用可能な救済手段を通知し、そ
れらへのアクセスを促進すること；
- (c) 苦情や申立てを審査し、または法律で定められた範囲内で、他の権限を有す
る機関に送付すること；
- (d) 権限を有する機関に対し、特に法律、規則、行政慣行の改正や改革を提案す
ること、特に申立てを提出した者が権利を主張する際に直面した困難を引き
起こしたものである場合、勧告を行うこと。